

令和6年度富士宮市指定地域密着型サービス事業者等指導方針

この指導方針は、富士宮市が指定する地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）に対して、対象サービスの内容及び介護報酬の請求等に関する指導を実施するに当たり、重点的に指導する事項を定めることにより、対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

1 基本的な考え方

指定地域密着型サービス事業者等に対する指導に当たっては、より良い介護サービスの実現に向けた事業者等の育成及び支援に重点を置いて行います。

また、指導に当たっては、事前に提出を求める書類や指導当日に確認する書類について事業者の負担軽減に十分配慮しながら行うこととします。

なお、運営指導に当たっては、あらかじめ日時、場所等を文書により指定地域密着型サービス事業者等へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

2 指導の重点事項

(1) 医療と介護の連携

介護保険施設等（地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の事項について指導します。

ア 以下の要件を満たす協力医療機関（③については病院に限る。）を定めているか。

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、令和9年3月末日までの経過措置後は義務となることについて指導する。なお、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えないこととする。）

- ① 入所者等の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保するように努めなければならない。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保するように努めなければならない。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を常時確保するよう努めなければならない。（介

護予防) 認知症対応型共同生活介護は対象外)

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者等の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しているか。

ウ 入所者等が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めているか。

(2) 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

介護サービスの質を確保する観点から、基準等で定められている従業者数の確保と、適切なサービスの提供が行われるよう、次の事項について指導します。

- ・従業者の勤務状況(兼務している場合は、それぞれの勤務状況)を示す書類の整備
- ・利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制の整備(過剰な兼務により職務上の役割が果たされていないことはないかなど)
- ・介護サービス事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる体制の整備

(3) 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

① 生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり

(多機能系サービス、居住系サービス、施設系サービスが対象)

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置するよう指導します。

(令和9年3月末までの経過措置後は義務となることについて指導します。)

② 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持において、利用者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組が図られるよう、次の事項について指導します。

- ・担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか。
- ・虐待が起きてしまった場合(虐待の疑いがある場合を含む)に事業所として適切な対応ができる体制となっているか。

③ 「身体拘束廃止」の徹底

適切な手続を踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあることから、実施要件や手続の面で極めて慎重な取扱いが求められます。これを踏まえて、次の事項について指導します。

- ・例外3原則(切迫性、非代替性、一時性)の要件の適合状況の確認
- ・身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを

得ない理由の記録

- ・利用者・家族への説明
 - ・身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
 - ・身体拘束の適正化のための指針の整備
 - ・身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
 - ・「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認
- ④ 「事故防止対策」及び「苦情対応」
- ・事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
 - ・保険者に報告すべき事故の範囲及び報告方法について徹底を図ります。
 - ・苦情は、サービスの質の向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえた取組を積極的に行うよう指導します。
- ⑤ 「計画」の適切な作成
- ア より良いケアマネジメントの推進
- ケアマネジメントについては、個々の利用者の置かれている環境や希望等を把握、分析した上で、利用者の自立を支援し、状態の悪化をできるだけ防止する視点に立って、適切なケアが総合的かつ効率的に提供されるよう、次のプロセスの実施について、徹底を図ります。
- (ア) 利用者の状況を把握し、生活上の課題を分析する。(アセスメント)
- ・アセスメントにおいて課題分析標準項目を備えるとともに、把握した情報を整理し、利用者にとって真に必要な課題を精査するよう促します。
- (イ) アセスメントを踏まえて総合的な援助方針、目標を設定するとともに、利用者の希望等を考慮して適切な介護サービス等を組み合わせる。(プランニング)
- ・利用者の状態に応じた適切な長期目標及びそれを達成するための短期目標を明確に盛り込み、それらを達成する期間を適切に設定するように指導します。
 - ・医療機関との連携を図るため、利用者の主治の医師等について、居宅・施設サービス計画（ケアプラン）への位置づけを促します。
- (ウ) (ア)及び(イ)について、サービス担当者会議等において支援に関わる専門職間で検討・調整し、認識を共有した上で効果的・効率的なケアプランを策定する。(多職種協働)
- ・ケアプランの作成に当たっては、利用者の家族等も含めて、支援に携わる多職種の者が協働して検討し、情報・認識を共有するよう指導します。
- (エ) ケアプランの作成後においても、継続的にそれぞれのサービスの実施状況や利用者の状況の変化等を把握し、ケアの内容等の再評価・改善を図る。(モ

ニタリング)

- ・初回のケアプラン作成だけでなく、ケアプラン変更に際しても所要のプロセスを踏むべきことを指導します。

イ 居宅サービス計画及び介護予防サービス計画

- (ア) 運営指導において、所要のプロセスを適切に行っておらず、運営基準減算に該当するなどの不適切な事例が見受けられるため、介護保険制度の基本理念を実現する上で、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者が極めて重要な役割を果たすことについて、徹底を図ります。
- ・利用者によるサービスの選択に資するよう、特定の種類又は特定の事業所に偏ることなく、地域の居宅サービスやインフォーマルサービス等の情報を利用者に公正中立に提供した上で、利用者の日常生活全般を支援する観点から、これらのサービスを適切に位置づけているか確認します。
 - ・サービス担当者会議について、適時適切に開催しているか確認します。また、会議に出席できないサービス事業所に対し、適切に意見照会を行っているか確認します。
 - ・モニタリングについて、内容が乏しいと認められる事例、結果の記録の内容が不明確な事例等が見受けられることから、形式的に実施するのではなく、自立支援型のケアマネジメントの推進のために、サービスの実施状況、利用者の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等を適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。
 - ・サービス事業所が提供したケアプランと異なるサービスや加算対象サービスについて、当該サービスの必要性の検討やケアプランの修正等を行うことなく単に給付管理業務のみ行っているような事案に対しては、適切なケアマネジメントを行うよう指導します。
- (イ) 適切なケアプラン作成のためには、医療をはじめとする他機関との連携、調整が重要であることから、これら他機関との連携を積極的に図るよう指導します。
- ・医療サービスについては、そのサービスの必要性について主治の医師等の意見を求めた上で、ケアプランに位置づけるよう指導します。
- (ウ) ケアプランの作成遅延に伴うサービス事業所への交付の遅れが、サービス事業所における個別サービス計画の作成遅延につながることから、適時のケアプランの作成について指導します。

ウ 施設サービス計画

- (ア) 介護保険施設等の施設サービス計画について、アセスメントやモニタリング等を介護職員が行っているなど、介護支援専門員によるケアマネジメント

が適切に行われていない事例が見受けられるため、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう指導します。

(イ) サービス担当者会議について、適時適切に開催しているか確認します。

(ウ) モニタリングについて、内容が乏しいと認められる事例、結果の記録の内容が不明確な事例等が見受けられるため、サービスの実施状況、入所者等の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等を適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

エ 事業所における個別サービス計画

(ア) ケアプランの交付遅れなどにより、個別サービス計画が未作成又は作成が遅延している場合であっても、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者に交付した上で、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。

(イ) ケアプランに沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例等が見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

⑥ 感染症対策の強化

感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、感染症対策委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が適切に行われるよう指導します。

⑦ 「非常災害対策」の徹底

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震のほか、全国各地で多発している風水害など自然災害の教訓を活かし、また、予想される南海トラフ巨大地震や水害・土砂災害への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 静岡県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づいた対応
- ・ 地震、火災、風水害（土砂災害を含む）等の非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成及び避難・救出訓練の定期的な実施
- ・ 避難・救出等の訓練を行うに当たっての消防関係者への相談及び地域との連携体制の整備
- ・ 従業者への非常災害に対する具体的計画の定期的な周知及び防災教育の実施
- ・ 職員分を含め、利用者の状態に応じた食料・飲料水等を 1 週間分程度備蓄し、災害時における食料・飲料水等の調達方法の確保の促進

⑧ 業務継続に向けた取組の強化

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

⑨ 「特別養護老人ホームにおける入所手続」の適正な運用

平成 27 年 4 月 1 日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護 3 以上の方に限定され、要介護 1 又は 2 の方は、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある場合に、特例的に入所（特例入所）が認められることとなったため、特例入所を含む入所手続が適正に行われるよう指導します。

また、平成 29 年 4 月及び令和 5 年 4 月改正の優先入所指針に沿った入所手続が適正に行われるよう併せて指導します。

なお、富士圏域（富士宮市及び富士市）の指定介護老人福祉施設等における優先入所の取扱いについては、平成 15 年から、静岡県の優先入所指針によらず、富士圏域指定介護老人福祉施設入所指針に基づき適正な運用がされていることから、当該指針の運用状況を確認します。

⑩ 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする地域密着型通所介護事業所等について、当該有料老人ホーム等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われることがないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供が行われるよう指導します。

⑪ 通所系事業所における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底

認定こども園における置き去り事案を受け、介護事業所においても送迎時の利用者の安全管理の徹底を図るよう指導します。

(4) 適正な請求

① 不適正な請求の防止

加算等について基本的な考え方を理解しているか、要件を満たした報酬の請求が行われているかなどについて確認することにより、不適正な請求の防止となり、より良いケアへの質の向上を図ります。

② 記録等の整備

報酬基準上必要な記録・書類が整備されているか、適切に実施するように指導します。

③ お泊りデイについて

指定地域密着型サービス事業者等に対し、厚生労働省の「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事

業の人員、設備及び運営に関する指針」に沿ってサービスを提供するよう指導します。特に宿泊サービスを提供する場合の届け出及び宿泊サービスの提供により事故が発生した場合の連絡等については、漏れなく行われるよう指導します。

(5) その他

① 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度については、運営指導において、加算の算定要件に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容の理解ができているかに加えて、介護職員処遇改善計画等の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

② ハラスメント対策の強化

指定地域密着型サービス事業者等に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

③ 業務管理体制の整備

指定地域密着型サービス事業者等は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。そのため、市に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

④ 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。

⑤ 書面掲示の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイトに掲載・公表するよう指導します。（令和7年度から義務付け）